

町村週報

(町村の購読料は会費
の中に含まれております)

2383号

毎週月曜日発行

発行所 **全国町村会** 〒100 0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号 : 電話03 3581 0486番 FAX03 3580 5955

発行人 渡辺 明 : 定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110 8 47697

<http://www.zck.or.jp>



荒砥城の日の出 (長野県上山田町)

もくじ

随 情 政

想 報 策

- 新たな国土計画制度で中間報告〓 国土審議会基本政策部会 …………… (2)
- カプセルNOW & NEW …………… (9)
- 伊良部のゴルフ場雑感 …………… (11)
- 沖縄県伊良部町長 浜川 健 ……………

◎写真募集◎

本誌用紙に掲載の写真を募集しています。四季折々の風物や行事など適当な写真がありましたらご寄贈下さい。(写真には題名、町村名を付して下さい)なお、採否は当方に一任願います。送り先: 全国町村会・広報部

閑話休題

盛岡や花巻から遠野に向かうと市街地に入る手前のバイパス沿いに、遠野ふるさと公社が経営する道の駅風の丘が建っている。一帯の地名が寒風だからこの名前がついた。年間一〇〇万人を越す人を集める東北でも有数の道の駅だ。施設内には遠野で取れた農産物はもちろん、地ビールやお酒、お菓子、乳製品などが所狭しと置かれている。レストランや休憩ホールも多くの人が利用し活気に溢れている。

風の丘

注意をしてみるとこの道の

の駅にはさまざまな工夫がある。農産物を入れてある統一の竹カゴに

「風の丘を訪れる人たちに、いかに満足のいく場所と時間と産物を提供するか、これがこの施設経営の原点です」と立ち上げた遠野市役所の菊池新一さんは言う。農協からヘツドハンティングした支配人、産直部門担当の店長、レストランの料理人を始め、関係者が懸命に動いている。人が生き生きと働けば、施設も魅力あふれるものになる。

は、消費者に生産者の気持ちを伝えるため、作った人の顔写真とメッセージが小さく掲げられている。トイレの手洗い場には一日四回の掃除時間が表示してある。今、多少汚れていても、数時間後にはきれいになるという安心感を客に持たせるためだ。野の花もさりげなく飾ってある。猿ヶ石川を見下ろせるもとも景色のいいところは、無料休憩ホールとして開放されている。ちょっとした

(法政大学教授 岡崎昌之)

新たな国土計画で中間報告

国土審議会
基本政策部会

国土審議会の基本政策部会(部会長・中村英夫武蔵工大教授)はこのたび現在の全国総合開発計画と国土利用計画を一本化した新たな国土計画制度のあり方について中間報告をまとめた。

従来の計画が「開発優先」で施設整備計画の性格が大きく、ひとたび定めると次期改定まで見直されなかつた点を反省。新たな国土計画は、国民生活を向上させる視点から政策目標を立て、達成状況を点検する「目標管理型」の制度とする方針を打ち出した。

国土交通省は、来年秋にまとまる最終報告を受け、早ければ平成十五年の通常国会に両計画を統合する法案の提出を目指す。

本誌では、中間報告の中から、このたびの国土計画改革のねらいが提示されている「第一部国土計画体系の改革」を中心に掲載した。

第一部 国土の将来展望と国土計画の新たな課題(略)

第一部 国土計画体系の改革

1、国土計画の改革のねらい

(1) 国土計画の新たな役割・良好な国土の継承への総合的国土管理指針

経済発展や地域間格差是正のための「開発」に重点を置いたこれまでの国土計画のあり方を見直し、新たな国土計画は、利用、開発、保全による総合的な国土管理の指針として

の役割を担う。

国土計画への新たな要請を踏まえ、今後の国土計画の基本目標は、以下のようなものとするのが適当である。

多様性に富み、安全で美しい国土をつくる

地域の自立と個性ある発展を実現する国土をつくる

地球社会の持続可能な発展と調和した国土をつくる

そのような、より良い国土を次世代に継承していく

「開発」を重視した全総開発と、「開発」がもたらす副作用(地価高騰や

土地利用の混乱等)に対処する視点を重視した国土利用の基本方針である国土利用計画が別々に定められている現状を改め、利用、開発、保全の総合的な指針を一つの国土計画として提示する。

(2) 地方分権の推進

戦後の荒廃から国土を建て直した復興期や、欧米先進諸国へのキャッチアップを目指した時代には、国が主導して開発構想を推進し、国土の基盤となる諸施設の整備を進めることが必要であり、そうした施策の推進によって国土の骨格となる基盤が迅速に形成され、我が国の今日までの発展が実現されてきた。しかし、

後の国土づくり、地域づくりにおいては、国が戦略的に取り組むべき重要課題を明らかにする一方、地方公共団体が自らの選択と責任において、その地域のあり方を決定することが重要である。このためには、地方公共団体が地域整備の責任を十全に担い得る主体となるよう、広域連合等の既存制度を活用することや、市町村合併、権限・財源配分の見直しを始めとした地方行財政制度の改革を進める必要がある。他方、国土計画制度も地域づくりにおける地方公共団体の自主・自立を促進するものとなるよう改革が求められる。

国主導の国土・地域整備が推進される過程で、国が企画し地方が補助金等を受けて実施するというように、地方公共団体の地域づくりが中央に依存する構造が形成された。こうした状況を背景に、国土計画は、地方の要望する施策や施設整備構想を調整し位置付ける場としての役割が増大する一方、計画内容の実現への国と地方の役割分担は不明確になりがちとなった。地域づくりにおいて、国の施策や補助金等、全国統一的な制度が大きな役割を果たしたことは、反面において地域が個性を喪失する一因となった可能性もある。

各地域の個性ある発展を目指す今、国土づくり、地域づくりは、国、地方公共団体のみならず、企業、NPO、さらには国民一人一人の取組と相互の協力によって実現するものである。このため、地方分権の本旨を踏まえて国と地方の役割分担をできる限り明確にしつつ、広域ブロック計画の策定への地方公共団体等関係者の参加を進める等、国土計画における国と地方公共団体との対等なパートナーシップを基軸とした協力を強化する。また、計画の推進においても、地方公共団体との対話及び連携を強化する。

土地利用に関しては、国土計画が国土全体の視点からのビジョンや施

政 策

策の基本方針を示す中で、地域の土地利用上の課題に対応した土地利用調整が地方公共団体によつて的確かつ円滑に行われ、個性ある地域づくりがさらに推進されることが重要との観点から、使いやすく、実効性のある枠組みを提供していく。

(3) 指針性の充実

国の策定する国土計画は、国土のビジョンと主要施策の基本方向等を示すものであり、その計画内容の実現に取り組み様々な関係主体への指針となるべきものであるが、全総計画や国土利用計画等の現状には、次のような点について問題点が指摘されている。

計画内容が広範にわたり、施策の重点、優先度が不明確である。とりわけ全総計画は、計画策定を重ねることに、次第にその計画内容が広範になるとともに、関連施策を広く網羅するものとなった。また、現行制度における国と地方の行財政関係の下で、地方の要望を踏まえた施設整備構想が広範に記述されるようになってきた。これらの結果、施策の重点、優先度が不明確となり、関係主体や国民への指針としての機能が低下している。特に国土基盤の整備をめくつては、今後投資制約の強まりが見込まれるため、施策の重点化・効率化に向けた指針性の発揮が重要になっている。

計画目標が抽象的である一方、目標と施策の目的手段関係が不明確である。

全総計画等は、国土全体のビジョ

ンや施策の基本方針という性格もあり、その目標が抽象度の高いものとなりがちであり、それらの目標をブレイクダウンして、計画に記述された具体的な施設整備構想等と結びつける目的手段関係が不明確である。この結果、具体的施策の実施が、どれほど計画目標の進捗度に寄与するか等の把握、評価も困難であり、関係主体の施策選択への有効な情報を提供できない。

「いつまでに」という時間軸に沿った指針性が不明確である。

全総計画等は、その計画期間が設定されているが、計画が提示するビジョンや計画に記述された諸施策、諸構想は、その方向を示すにとどまり、「いつまでに」という情報が提供しない場合が多い。ビジョンとその実現を担う施策の期限が厳格に示すことが困難であることは当然であるが、計画の時間概念を緩めることが、計画に記述される構想等を広範にし、施策の重点を不明確にすることにともながつている。

国土計画の関係主体への指針性を向上するために、国土計画を目標管理型の制度とし、策定、推進、評価のプロセスを通じて、効率的効果的な進化管理を行う、国土計画のマネジメントサイクルの確立を目指す。これまでの全総計画等は、開発のための構想、施設整備計画としての役割が大きく、そのためどのような施設整備等を行うかというアウトプット提案型の計画に傾きがちであった。これに対して、今後の国土

計画においては、その複合的な目標を利用、開発、保全の諸施策の総合的な推進によつて実現することが重要になることから、計画目標に関する成果を重視し、その達成状況をフォローし、評価する目標管理型の制度とする。

行政は、広く国民に情報を開示するとともに、自らの施策の妥当性について、国民への説明責任を果たしていくことが求められている。国土計画の策定と推進が国民にとって真に価値のあるものとなることを、国土計画のマネジメントサイクルを通じて示し、その責任を果たさなければならない。

2、国土計画のマネジメントサイクル

国土計画の策定、推進、評価を通じた指針性の向上を図るため、(1)計画内容、(2)計画策定手続、(3)計画評価に関して、以下のような改善を進める。

(1) 計画内容

- ① 計画内容の重点化・絞り込み
計画策定に当たり、国土の現況評価と将来展望を行い、国土のビジョン実現上の課題、その対応策を明示する。この際、国が策定する国土計画が示すべき課題と対応策は、
(i) 国家が戦略的に行うべき事項
(ii) 効果や影響の及ぶ範囲が全国的、広域的な事項
(iii) 国民生活の共通の基礎条件として行うべき事項

を中心に、重点化し、絞り込むことで、関係主体への指針性を高める。全国計画は、国土のビジョンを示すとともに、以上のような事項の中で、国土計画上の重要な課題に対して、全国的な視点からの目標、課題と対応策を示す。

具体的には、我が国における持続的発展の可能な社会の実現に向けて、(i)グローバル化が進む国際社会の中での国際交流基盤の充実など国際競争力の確保等、(ii)全国的な視点からの交通・情報通信ネットワークの形成や循環型・環境共生型国土・地域の形成等、(iii)国土の安全の確保、少子・高齢化の中で地域社会維持のための基礎条件の整備等に計画内容を重点化していくことが考えられる。

厳しい投資制約の中で、特に国土基盤整備については、こうした目標に照らした重点を明確にすることが必要である。

また、広域ブロック計画は、都府県を越えた広域的な目標、課題と対応策に計画内容を絞ることで、その指針としての役割を明確にする。

なお、これまでの国土計画は、陸域の利用、開発、保全を主たる計画対象としてきたが、海洋・沿岸域の利用と保全との調整などについて多くの問題や課題が生じていることから、「海・陸域を含めた圏域」として沿岸域等の一体的、総合的な整備・管理の指針の提示等を行うこととする。

マクロフレームの提示

政 策

国土構造に関する人口、国内総生産等のマクロフレームを提示し、国の行政各部署、地方公共団体等の関連計画策定や、国土計画の事後評価における参照フレームとする。変動の激しい経済社会情勢の中でマクロフレーム等を提示する意義が低下したとの意見があるが、関連諸計画の枠組みと緩やかな整合を保持することは、国土計画が指針性を発揮する上で重要である。

目標の体系化とアウトカムの目標の提示

抽象度の高い高次な目標から、より具体的な下位の目標へと計画目標の階層化、体系化を図り、下位の目標には可能な限り定量的かつアウトカムの指標を設定、提示する。国土の総合的な整備・管理という国土計画の目的に従い、計画目標を達成する上での分野横断的、総合的な成果を測る指標の開発に努める。

特に、国土基盤整備については、これまでは施設等がどの程度造られたかというアウトプット指標が重視されたが、既存施設も含めた施設の利活用や、ソフト面も含めた諸施策の総合的な効果が従来以上に重要となることから、施設整備量等のアウトプット指標に加えて、それらが国民生活の改善にもたらす効果を実感できるアウトカムの指標の導入に努める。

もとより、全ての関係主体、さらには国民が妥当と受け入れるアウトカムの指標を体系的に設定することは極めて困難な仕事であるが、関

係主体等との対話を通じて、こうした目標・指標体系を構築していくことが、今後の計画策定作業の中心となるべきである。

施策実施の効率化指針の提示

国土づくりを効果的・効率的に展開するために、各分野横断的な連携施策の提案、国土基盤における既存ストックの分野にとられない活用法やライフサイクルコスト分析などのコスト管理方法、民間資金・能力等を活用するPFIの推進等、施策・事業の進め方に対する指針提示に努める。この際、取組方策、取組主体等を可能な限り具体的に例示することにより実効性を高める。

(2)計画策定手続

計画策定への意見聴取、多様な主体の参加

これまで、全総計画、国土利用計画(全国計画)の策定に当たっては、一日国土審議会の開催や都道府県知事からの意見聴取等が行われてきたが、こうした意見聴取を制度化する。また、広域ブロック計画に関しては、地方公共団体や経済団体等、様々な関係者の計画策定への参加の仕組みを検討する。

パブリック・インボルブメントの導入

計画策定への国民参加の機会を拡大するために、IT革命の成果を活用して、計画策定の早い段階から広く国民の意見を求めるパブリック・インボルブメントの仕組みを整備する。

全総計画等、全国を対象とした計

画や広域ブロックの計画は国民にとって身近でないため、その関心は必ずしも高くないが、こうした計画で示された構想がやがて身近な具体的事业につながっていくことを踏まえれば、国土や地域のあり様に関して国民が共に考える機会を持つことは重要であり、行政は積極的に国民の関心喚起に努める必要がある。

(3)計画評価

国土計画の計画評価には、策定された計画の目標等の達成度評価と、策定後の状況変化を踏まえた計画内容そのものの妥当性評価とがある。

達成度評価

(評価と提言)

以上のアウトカムの指標等を軸に、定期的に国土計画の達成度評価を行い、その結果に基づき計画の推進に関して、関係行政部局、地方公共団体等に提言を行う。それ自体に直接的な実施手段を持たない国土計画では、達成度評価と推進施策の提言とは、計画実現に関して極めて重要な役割を担う。

(評価結果の公表、国民への説明・合意形成)

計画評価の結果は広く国民に公表し、計画推進のための施策への合意形成を図る。これまで計画策定・推進等の状況は、行政部内、地方公共団体および審議会等を中心に情報が提供され、広く国民に説明するという点では十分ではなかった。国土計画に限らず、今後の行政は、客観的で透明性のある情報により積極的に説明責任を果たすことで、国民の信

任を得ることが必要である。国土計画の達成度評価の公表は、関係行政部局等の施策推進の、国土計画の目標達成に照らした意義に関する国民の理解に資することが期待される。

計画の妥当性評価

(定期的な妥当性評価の制度化)

国土計画の計画内容の妥当性については、これまで国土審議会等において随時点検作業が行われてきたが、これらを定期的に行う制度を整備する。

(国土計画のリボリング)

これまでの国土計画では、一旦定めた計画については、次期計画改訂まで、計画の達成状況や経済社会情勢の大きな変化等に照らした部分的な見直しは基本的に行われなかった。今後は、計画内容が硬直的にならず、時代の要請に即応したものとなるよう、前記点検結果を踏まえ、ビジョン実現に向けて個別目標や政策指針等を追加、修正するなど、計画をリボリングする制度とする。こうしたリボリングや計画全体の改訂手続を明確化する。

計画評価の実施体制

計画の評価は国土交通省が主体となつて行うが、客観性確保の観点から、その結果は第三者機関としての国土審議会の議を経ることとする。

(4)国土のモニタリング、情報の収集・分析と共有・公開

以上の計画評価等を遂行するため、国土をめぐる経済社会諸情勢、土地利用、自然環境状況、国土基盤ストックの状況、関連諸施策の推進

政 策

状況、その効果等に関する情報を常時収集・分析し、その成果を、GIS等のIT技術をも活用し、国の各行政部局、地方公共団体はもとより、広く国民に公開・提供する。

国土基盤については、財政制約の強まりが見通される中で、既存ストックの維持更新の判断が重要となり、また、用途転換など分野を越えた有効活用が求められるにもかかわらず、昭和四十五年調査以降、国富調査が実施されていないことなどから、そのストックの現況に関する情報が不十分、かつ、関係主体に共有されていない状況であり、情報の充実と共有化が必要である。

また、国土づくりに関する多様な主体間の調整や、計画評価に基づく国土計画の進行管理を適切に進めていくため、(1)～(3)で得られる国土計画情報について、国の各行政部局、地方公共団体、国民が共有できるシステムを整備し、提供する。

(5)分野別長期計画や各主体による施策実施等への反映
国土計画は、その目標達成に向け各種施策を実施する主体への、指針となるものであり、様々な施策実施主体へは、以上のような計画内容の改善により指針性を向上する。

国土計画が国の行政部内での指針性を高めるためには、各行政部局との計画策定時の調整、計画関連情報の共有等による密接な連携が必要である。とりわけ広域ブロック計画の原案策定に当たっては、当該地域で直轄事業等を展開している国の地方

支分部局の参画を検討する。

計画策定後は、前記マネジメントサイクルに沿った「計画評価」の公表と提言によって、各主体の施策実施の改善に働きかけ、計画目標の実現を図る。

国土計画は、関係各分野の施策遂行が縦割行政の弊に陥ることなく、望ましい国土の実現の観点から総合的な効果を発揮するよう、そのビジョン実現の観点からの総合的分野横断的な指針を示し、関係各分野への反映を図っていくべきものと考えられる。現在進められている分野別長期計画の見直しと合わせて、国土計画のあり方についてさらに検討を深めるとともに、国土計画とこれら分野別長期計画との関係について引き続き検討を行う。

3、広域計画のあり方(略)

4、土地利用に関する計画制度

(1)基本認識

経済社会の変化に伴う土地利用を巡る課題

我が国では、高度経済成長の下、第一次産業から第二・第三次産業への産業構造の転換に伴う人口・産業の大都市への過度の集中が続ぎ、大都市やその周辺部では、地価高騰や乱開発による土地利用の混乱等の問題が生じた。その後、高度経済成長の終焉、さらには、バブルの発生と崩壊等を経る中で、工業用地等の開発需要が沈静化する一方、大都市における低・未利用地の活用、地方都

市の中心市街地における土地の有効利用、郊外におけるスプロールの開発の抑制、廃棄物処理施設等の適正立地、農山村での耕作放棄地の増大への対応、里山林等の身近な自然の保全など、対応すべき土地利用上の課題が多様なものとなり、各地域の課題に応じた適正かつ合理的な土地利用の推進が引き続き求められている。

土地利用をめぐる課題に対する対応の基本方向

土地利用については、私有財産制の下自由な経済活動が行われていく中で今後とも質的にも量的にも多様な形で各種課題が生ずるものと見込まれ、土地利用計画制度のみによってこれら全てに対応できる性格のものではないものの、今後とも、土地利用に関連する様々な主体による不慮の対応が必要である。この場合、土地基本法において掲げられた「公共の福祉優先」の原則に基づいて、「所有から利用へ」の理念を共有するとともに、「公共」の精神を醸成することが重要となる。

また、制度面による対応としても、土地利用をめぐる課題には、全国一律の対応から地域による独自の対応がふさわしい領域まで幅広く存在していることから、これまで土地利用に直接関連する法令、各課題に対応するための法令、条例の制定・運用等により、規制的手法から誘導的手法にわたり課題の態様に応じた多様な措置が講じられてきた。しかしながら、今後とも、土地利

用をめぐる課題の発生が見込まれる中で、これらに的確に対応していくためには、その発生は制度に問題があるのか、あるいは制度は存在するものの運用に問題があるのかを見極めた上で、制度が捕捉していない点や制度が活用しにくい点について所要の改善を図ることが必要である。

とりわけ、国土計画(全国計画)が国土全体の視点からのビジョンや施策の基本方針を示す中で、地域の土地利用上の課題に的確かつ円滑な対応が行われ、個性ある地域づくりがさらに推進されるよう、地方公共団体等、関係者にとって使いやすく、実効性のある枠組みを提供していく必要がある。その際、IT化の進展を踏まえ、土地利用に関連する図面の共通フォーマットによる電子情報化を促進し、重ね合わせて表示するなどにより、即地性の充実した実質的な土地利用調整機能の向上を図る。

この場合、「都市」「農業」等の地域区分に加え、各地域に共通して関連する「環境」「安全」等の多様な機能に留意する必要がある。また、里山など各種の土地利用がモザイク状に共存することが重要な地域も存在することに留意する必要がある。

(2)新たな国土計画(全国計画)における土地利用の指針

具体的、即地的な土地利用のあり方は地域固有の要因が重要であり、今後とも地方公共団体の計画がその役割を担う。その一方で、全総計画と国土利用計画とを統合した新たな

政 策

国土計画(全国計画)は、各地域の土地利用のビジョンが、全国計画の示す国土の望ましい姿と調和するよう、地方公共団体等に対して土地利用のあり方について指針を発示していく必要がある。

また、国や地方公共団体が土地に関する施策を実施するに当たっては、土地利用や土地取引の主要な主体である国民や事業者の理解と協力が不可欠であることから、全国計画が示す指針は、国の行政部局や地方公共団体にとどまらず、広く国民や事業者の土地利用に対するわかりやすいガイドラインともなる必要がある。

現行制度およびその課題

国土利用計画(全国計画)は、土地利用のあるべき姿を、主として土地利用のあり方に着目しつつ、(i)総合的かつ長期的な国土利用に関する構想、(ii)国土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標、及び(iii)これを達成するために必要な措置の概要を示すことにより、国の行政部局や地方公共団体等に対する指針としての役割を担ってきた。

国土利用計画(全国計画)は、開発需要が高く土地利用転換が大きい状況を背景に、土地利用の量的調整への指針性を重視し、地目別の面積目標である「利用区分別国土利用」を提示してきたが、産業構造の変化に伴い工業用地等の開発需要が沈静化する一方、自然環境や美しい景観の維持・保全等への要請が高まっていること等に対応し、国土利用の質

的側面を重視し、計画内容をより柔軟なものとするべきではないかとの指摘がある。また国土利用計画(全国計画)は、国の行政部局や地方公共団体への指針という性格が強い反面、国民への分かりやすさが十分ではなく、認知度が低いとの指摘もある。

検討の方向

以上の観点を踏まえ、全国計画における土地利用の指針のあり方については、以下の方向で検討する。

(ア)目標提示の方法の改善

土地利用に関する全国計画の目標については、地目別の面積目標に限定することなく、時代の要請に応じた計画策定時に最も適切な目標を提示できる柔軟な制度に改める。

地目別の面積目標を今後も提示する場合には、地目ごとに必要性を吟味して取捨選択する。農用地や森林など、その保全の観点から全体として一定面積を確保すべきものがある一方で、道路等面積目標自体に意義が薄いものもあり、また、市街地面積のように都市化の適正な進展を図る意味を持つものもあるなど、目標のもつ意義は地目ごとに異なっているからである。

また、土地利用の量的調整ばかりでなく、環境や防災など土地の機能に着目した質的な評価のための目標を設定する。

さらに、全国統一の画一的な指標のみを提示するのではなく、例えば、都市、農山漁村、自然維持地域など、地域類型別にその特性に応じ

た目標を提示する。

(イ)ビジョン図による提示

現行の国土利用計画(全国計画)では、(i)安全で安心できる国土利用、(ii)自然と共生する持続可能な国土利用、(iii)美しくゆとりある国土利用、という基本とすべき観点を提示するとともに、地域類型別(都市、農山漁村、自然維持地域)及び利用区分別(農用地、森林等)に、それぞれ基本方向を提示している。

こうした基本方針を国民にわかりやすく示す観点から、従来の文章による提示に加えて、例えば、保全すべき自然など、そのあり様を概略的な図で示す。

なお、広域ブロック計画においても、全国計画の土地利用に関する指針を基本に、各地域ブロックの課題に即した指針の提示を検討する。

(3)地方公共団体の土地利用に関する計画

美しい国土を形成し、適正かつ合理的な土地利用の実現と個性ある地域づくりを推進することは、人々を引き付け、活気を呼び起こすことによつて地域の魅力を高めるソフトパワーの源泉を産み出すものである。

このためには、地方公共団体が土地利用に関する諸計画の策定・運用主体として重要な役割を担うとともに、住民や多分野にわたる専門家等の参加による地域づくりに向けた息の長い実践活動が積み重ねられることが必要である。

今後、全国計画は土地利用のあり方に着目した国土利用の基本方針を

示す一方、具体的な土地利用については地方公共団体による取組の重要性が増す。また、平成十二年に施行された改正地方自治法に基づき事務処理市町村制度により、都道府県知事の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理できることとなり、土地利用分野においても都道府県から市町村への権限委譲が進んでいる。こうした中で地方公共団体の土地利用に関する「新たな計画」には、地域の状況に応じてより即地性のあるきめ細かな土地利用の構想を示すとともに当該構想に沿った土地利用を推進する役割が求められる。このなかで、住民をはじめ関係者の合意を得つつ、即地性の高い「土地利用のあるべき姿」を形成し、それが共有され実践活動に結びつくよう支援していくことが重要である。

この場合、都道府県と市町村の役割分担としては、当面、両者が相乗的に対応する場合や、どちらか一方が主となる役割を果たす場合など、土地利用に関する課題の態様に応じたものとなる。現行土地利用基本計画が担うような「都市地域」「農業地域」等の利用区分の大枠や公的機関の大規模な開発保全整備計画に関する土地利用上の配慮等については、広域かつ多面的な観点からの調整等が必要であり、引き続き都道府県が担うべき役割と考えられる。一方、住民に最も身近な地方公共団体としての市町村においては、幅広い関係者の参加の下に、即地性を充実

政 策

させた構想に沿った土地利用を推進するため、各種制度を実状に合わせて選択し統合的に運用することなどにより、実質的な土地利用調整が図られ、望ましい土地利用が実現されることが期待される。

以下、都道府県と市町村の土地利用に関する計画の方向性について示す。

なお、地方公共団体の土地利用に関する新たな計画の名称は、個別規制法に基づき土地利用に関する「計画」が多数位置付けられているなかで、新たな計画の内容及び趣旨を踏まえ、「極力、指針」「構想」等とする。

また、計画体系が簡素化され分りやすくなるような方向を目指す。

(1)都道府県の土地利用に関する計画 現行制度及びその課題

都道府県の土地利用に関する計画としては、国土利用計画法に基づいて、「国土の利用に関する基本構想」「国土の利用目的に応じた区分」ことの規模の目標」等を示す国土利用計画と、個別規制法に基づく諸計画の上位計画として即地的な土地利用調整を行う土地利用基本計画が策定されている。この他、個別規制法に基づき、「都市計画」「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」「農業振興地域整備基本方針」「都道府県農業振興地域整備計画」「地域森林計画」が策定されている。

国土利用計画は十年後の国土利用のあり方を長期的な構想として描くのに対し、土地利用基本計画は即地的な土地利用調整を年間約八〇〇件

程度個別具体的にを行うものである。両者は性格・内容を異にする別個の計画ではあるが、国土利用計画を基本として土地利用基本計画を定め土地利用の総合調整を行う関係にある。

しかし、現行の国土利用計画の示す「国土の利用に関する基本構想」は、土地利用基本計画による土地利用の総合調整の判断基準として活用されるには十分なものとなっており、より具体性のある「土地利用のありべき姿」を示すことができる土地利用に関する枠組みが求められている。

新たな計画の検討方向

都道府県の土地利用に関する計画の即地性を充実するため、現行の国土利用計画にある計画事項を拡充して土地利用に関する詳細かつ具体的な基本構想を示すとともに、土地利用基本計画との連携を強化することにより、両者がより密接に運用されるような制度を目指す。この場合、分散して存在する地目の面積合計の目標を示す「国土の利用目的に応じた区分」ことの規模の目標」は、地域全体の土地利用の即地的な調整とは直接関係ないものの、環境保全等の観点から今後とも重要だとする考え方もあり、これらを踏まえたものとする。また、土地利用のありべき姿を示す際には、「美しい景観の形成」「安全な国土」等地域のあり方を示す事項を可能な限り計画に反映させる。

また、土地利用基本計画は、個別

規制法に基づく諸計画の総合調整を担う機能として重要であり、土地利用の調整等に関する事項について、詳細に記述するなどにより、都道府県の計画として有効に活用するとともに、IT化の進展等を踏まえ、その図面を電子化する。同時に、民間を含む各種の主体によって各々作成されている防災、環境、交通等に関する図面を共通フォーマットによって整備することを促進し、土地利用基本計画の図面に重ね合わせて表示することなどにより、行政各担当部署の確かな活用に資するのみならず、広く国民や事業者がアクセスしやすい開かれたものとする。

なお、土地取引に関する規制は、土地の投機的取引や地価の高騰を防止するとともに、適正かつ合理的な土地利用の確保を図るため設けられたが、昨今の地価状況に鑑み、平成十年からは大規模な土地取引について原則事後届出制とし、価格に関する審査は行われていない。一方、利用目的審査については、大規模な土地取引は、通常、土地利用の転換を伴うことが多く、周辺の地域の土地利用に与える影響も大きいことから、意義があるものであり、今後とも活用を図ることが望ましい。

(2)市町村の土地利用に関する計画 現行制度及びその課題

市町村の土地利用に関する計画は、地方自治法に基づいた市町村の基本構想に即し、「国土の利用に関する基本構想」「利用目的に応じた区分」ことの規模の目標」等を示す国土

利用計画のほか、個別規制法に基づき、「市町村の都市計画に関する基本の方針」「市町村都市計画(地区計画、集落地区計画等)」「市町村農業振興地域整備計画」「市町村森林整備計画」等の土地利用に関する計画が策定されている。また、予算措置により、土地利用調整基本計画、地区土地利用調整計画、地域環境総合計画等が策定されている。市町村にはこれら多くの計画の策定権等が与えられている中で、「土地利用のありべき姿」を長期的な構想として示す国土利用計画は約六割の市町村で策定されている。

これまでも高い志の下に市町村独自の取組として個性ある地域づくりがなされてきた。このように、地域の実状を熟知し住民に一番近い市町村が中心的な役割を果たすことが重要であり、今後は市町村における「土地利用のありべき姿」を地域の実状に応じて即地的かつきめ細かに示すことができる土地利用に関する枠組みが求められている。

新たな計画の検討方向

市町村の土地利用に関する計画の即地性をより充実するため、現行国土利用計画にある計画事項を拡充して土地利用に関する詳細かつ具体的な基本構想を示すこととし、その際には地区単位等に分割してよりきめ細かなものとする。この場合、「土地利用のありべき姿」がより明確になるよう図面により示すこととし、また、土地利用のありべき姿を示す際には、「国土の利用目的に応じた

政 策

区分ごとの規模の目標や、「美しい景観の形成」「安全な国土」等地域のあり方を示す事項を可能な限り計画に反映させる。

さらに、計画策定における住民参加を進め、地域の実状を踏まえた「土地利用のあるべき姿」を示す計画に基づき土地利用を促進する。

(3) 地方公共団体の策定する条例の位置付け
現状(平成十二年改正地方自治法施行前)

昭和四十年代以降、都市計画法農業振興地域の整備に関する法律等都市の発展、農業の健全な発展、自然環境保全等を目的とする諸法律が逐次制定されており、主として全国一律に適用されることを前提として土地利用計画制度が定められる中、国土の均衡ある発展・国土資源の合理的な利用が推進されてきた。また、地区計画制度の創設(昭和五十五年都市計画法改正)など、地区の特性に応じて良好な都市環境の形成を図る手法を提供するための制度改正も行なわれてきた。

しかし、土地利用上の課題の全てを法律のみによって解決することは不可能であり、地方公共団体の中には、条例により基本方針を定めることから届出・勧告などの手段で規制・誘導を行なうことなど、様々な手法により土地利用上の課題に取り組み、個性ある地域づくりを推進する例が見受けられた。また、個別規制法においても、委任条例規定の整備により、地域の実状に応じた対応を

推進してきた。

平成十二年改正地方自治法施行による条例制定権の拡大と土地利用をめぐる課題への対応のための条例の活用

従来、土地利用に関する分野についての条例制定権の範囲は、地方公共団体は「法律の定めるところにより、建築物の構造、設備・・・その他・地域等に関し制限を設ける(地方自治法第二十条第三項第十八号(改正前))と規定されていたことから、委任規定に基づかない独自条例の制定は許容されないと解釈されてきた。

しかし、平成十二年四月施行された改正地方自治法により、従来国の事務とされていたもの多くが自治事務化されるとともに、限定的に規定されていた地方公共団体の事務の例示規定が削除され、土地利用規制等の分野においても、地方公共団体は個別法に反しない限り条例制定が行なえることが明確になった。

土地利用をめぐる課題には、全国一律の対応から地域による独自の対応がふさわしい領域まで幅広く存在している中で、全国一律の手法では対応しきれない土地利用上の課題は今後も引き続き起り得る。

このため、条例が活用され、さらに条例を含む土地利用に関する各種制度が地方公共団体の実状に合わせて選択され総合的に運用されることにより、適正かつ合理的な土地利用と個性ある地域づくりを目指すことが望ましい。



全国町村等職員みなさんの
家族総合保障
任意共済保険



三井生命

情 報

カプセル Now & New

ポイ捨てとふん害防止 青森県 金木町

積雪の多い町では、冬に捨てられたごみが雪解けとともに公園や道路などから姿を現し、町民や観光客から苦情が多かったことから、「ポイ捨て及びふん害の防止に関する条例」を制定。広報などで町民にアピールし、美しく住みやすい町の実現を目指す。

結婚祝い金として 宮城県 色麻町 三万円を交付

近隣の市町村や県の外郭団体と連携して結婚相談所を開催するなど結婚希望者の支援を行っている町は、結婚して婚姻届を出した後も引き続き町内に住む夫婦を対象に「結婚祝い金」三万円を交付している。結婚を支援し、定住促進を図っていくのがねらい。

ケナフの栽培に着手 福島県 会津坂下町

町民に環境保全をPRしているため、町は、公民館の女性教室や小学校と協力し、地球温暖化防止、森林保護の切り札として注目されている「ケナフ」の栽培に乗り出している。収穫後はケナフ製和紙のはがきを使った「絵手紙コンクール」も実施していく。

海外旅行の補助の対象を拡大 群馬県 上野村

平成三年度から村民海外研修交流事業として海外旅行の航空

運賃の一部を補助してきた村は、一回限りとしていた補助条件を拡大し、再度海外旅行に出掛ける村民についても三年度に最高五万円を支給している。村民に海外で見聞を広める機会を増やしていくのがねらい。

新生児に 絵本二冊を贈呈 山梨県 玉穂町

町は、出生届を出した新生児に絵本二冊と一歳半までに読んでほしい絵本を紹介したガイドブックを贈呈している。絵本を読み聞かせることで親子のきずなを深めてもらおうというのがねらい。町の生涯学習館が新生児の親に案内状を発送し、絵本を取りにきてもらっている。

廃校を利用し 文化交流施設を開設 新潟県 山北町

町は、廃校となった中学校の校舎を改築して、交流の館「八幡(はちまん)」を文化交流施設としてオープンさせた。宿泊温泉、食堂の設備を備え、シイタケ栽培や海水からの塩作りなどの体験イベントを開催し、都市住民と交流を図っていくなど、地域活性化の拠点にしている。

庁舎案内コーナーを設置 福井県 丸岡町

町は、住民サービス向上の一環として、庁舎一階に総合案内コーナーを設置し、参事以上の幹部職員が座り、来庁者を案内している。また、職員に顔写真付き名札の着用を義務付けたほか、点字ブロックやローカウナーを設けバリアフリー化も進

めている。

高齢者等の 巡回バス利用を無料化 長野県 戸倉町

町は、七十歳以上の高齢者や身体・精神障害者、リユーマチ患者などを対象に、町内巡回バスを無料にし、利用者からの申請を受け、無料乗車券を交付している。現在、町を運行する路線バスは町営の巡回バスだけで、料金は大人二百円、子ども百円となっている。

玉露専用のモデル園で 静岡県 岡部町 後継者育成

町は、特産品であり、何度も日本一に輝いたことのある玉露茶の栽培の振興を図っていくため、玉露専用のモデル園をつくり、玉露栽培の研究を進める支援事業を展開している。作付面積の減少傾向に歯止めをかけ、栽培技術をもった後継者を育成していくのがねらい。

メーキャップ講座を実施 大阪府 河南町

町は、高齢者の生きがい対策と女性に生き生きとした生活を送ってもらうことをねらいにメーキャップ講座を実施した。講師にはスタイリストを招き、年代に応じた三コースを設定、春から秋にかけて三回講習を行い、年齢や季節に合った化粧方法などを学んでもらった。

通院時のタクシー運賃を補助 奈良県 川上村

高齢者などのバス運賃の補助を行っている村は、自宅から最寄りのバス停までのタクシー運

賃を全額補助する取り組みを行っている。タクシーが無料になるのは村指定の診療所と歯科診療所に通院する場合で、申請すると一年間有効のタクシーチケットが支給される。

高齢者等の 布団洗濯サービスを実施 香川県 飯山町

町は、六十五歳以上の高齢者だけの世帯や身体障害者などを対象に布団の洗濯サービスを実施している。町が委託した業者が利用者から寝具一式を受け取り、洗濯、乾燥、消毒をして届ける。利用料金は千円程度で、年二回利用できる。

スケッチの まちづくりを宣言 長崎県 崎戸町

かつて炭鉱で栄え、大正時代の町並みや炭鉱の遺構が多数残されている町は、特色ある風景を活かしていくため、「スケッチのまちづくり」を宣言した。推進委員会を設立し、町内外の人々がスケッチに親しめる環境整備を進めている。

職員向け災害初動 マニュアルを作成 鹿児島県 宮之城町

町は、大規模災害に備えるため、職員災害初動マニュアルを作成し、全職員に配布した。マニュアルでは震度四以上の地震や台風など大きな被害が予想される自然災害を想定し、災害発生後四十八時間以内に行動員を取るべき迅速で具体的な行動を時間経過に沿って示している。

カプセル Now & New

情 報

今年は午年・干支せとら
天馬空を行く飛躍の年であれ!

加藤 迪男
フリーライター

午と年・月・時刻・方位

平成十四年(二〇〇二年)の今年
は午年で、十干十二支で壬午。午は
十二支の七番目。月では旧暦の五月
のこと。時刻は正午ごろ、または午
前十一時から午後一時ごろまでの間
を表す。方角は南を表し、動物は午
が充てられている。

日本在来馬

日本在来馬は八馬種保存されてい
る。体高が一メートル三〇から一
メートル四〇前後の中型馬と、一
メートル一〇から一メートル二〇前
後の小型馬に大別される。中型馬
は、北海道和種の「道産子」、長野
県木曾地方の「木曾馬」、宮崎県都井
岬の「御崎馬」がそれ。小型馬では
鹿児島県吐噺列島原産の「トカラ
馬」、沖縄県の「宮古馬」と「与那
国馬」、愛媛県今治の「野間馬」が
飼育されている。長崎県対馬の「対
州馬」は、中型馬と小型馬の中間の
馬である。

馬と人の評価

馬の種類、評価にいろいろな言い
方がある。たとえば天馬「てんば」

天上をかけるという馬。ギリシャ神
話ではペガサス、神馬(じゅんめ、
しんば)神社に奉納した馬)、龍馬
(りゅうば、りゅうめ、りゅうば)優
れた馬)、駿馬(しゅんめ、しゅん
ば)優れた馬、足の速い馬)、伝馬
(てんま) 駅馬、宿継ぎの馬、郡や
宿駅に備えて公用に供した馬)、駄
馬(だば)荷物運び馬、つまらな
い馬、下等な馬)、驚馬(どば)歩み
のろい馬、役に立たない馬)など。
人の評価、形容にも馬が使われてい
る。たとえば頓馬(とんま)のろま。
まぬけ。うすばか、馬鹿(ばか)お
ろかなこと)、馬食(ばしょく)馬の
ように大食する)、馬齢(ばれい)自
分の年齢を謙遜して言う言葉)など
がある。

馬の耳・蹄・歯と手綱

馬の視野は三百五十度くらいあ
り、真後ろ以外のほとんどの範囲を
見ることができるといふ。また、耳
の感度もとても優れている。よく動
くので二つの耳を後方に向けてと、
後ろから近づいてくるものの方向と
距離を正確につかむことができる。
馬の蹄はたんぱく質の一種で熱に強
い。人間の爪のように一カ月に十三
りほど伸びるので、二十日おきに削
り取ることが必要になる。馬の歯
は、前歯(切歯)が上下六本ずつ、
奥歯(臼歯)が上下十二本ずつの計
三十六本。雄馬はほかに上下二本ず
つの犬歯がある。手綱は前歯(雄は
犬歯)と奥歯の間の歯の生えていな
い部分の隙間に轡を通す。ここは馬

の体の中で最も敏感なところなの
で、手綱を伝わってくる合図を受け
止めることができる。轡は舌の上に
なつて、口の開閉や、水の飲用、草
を食べるのに困ることはない。

人間万事塞翁が馬

馬にまつわる諺のなかには、人間
の行動について教えられるものが多
い。塞翁の馬が逃げた。ところが名
馬を連れて戻ってきた。しかしこの
名馬に乗った息子が落馬して怪我を
した。怪我をしたために兵隊に取ら
れずに済んだ、という故事から人間
の吉凶、禍福は変転きわまりなく予
測できないことを、「人間万事塞翁が
馬」といふ。「馬に乗ってみよ、人
には添ってみよ」という諺は、良馬で
あるかどうかは乗ってみなければわ
からない。人間も同じでともに暮ら
してみないとその人柄まではわか
らない。何事も体験して確かめよ、と
いうことの例えに使われる。「馬に
乗るまでに牛に乗れ」という諺もあ
る。速い馬に乗るには、まず遅い牛
に乗って慣れることが大切で、出世
するには段階を経て力をつけていく
のがよい、と教えている。

午年生まれは

午年生まれは陽気で、失敗しても
クヨクヨせず、心機一転する性格な
ので、確実な仕事に専念、努力すれ
ば予想以上の成果が得られる。晩年
初期に良運が訪れるといわれるが、
午年生まれにはこんな人が。
西田幾太郎(哲学者・一八七〇)

午年をよむ

鈴木大拙(仏教学者・一八七〇)、
野口雨情(詩人・一八八二)、川田
順(歌人・一八八二)、森田たま(作
家・一八九四)、江戸川乱歩(作家・
一八九四)、田中千代(服飾デザイナー
・一九〇六)、田中角栄(政治
家・一九一八)、升田幸三(将棋棋
士・一九一八)、平田郁夫(画家・
一九三〇)、岸田今日子(女優・一
九三〇)、尾上菊五郎(歌舞伎俳優・
一九四二)、青木功(プロゴル
ファー・一九四二)、林真理子(作
家・一九五四)、松任谷由実(歌手・
一九五四)、小谷実可子(シンクロナ
イズドスイマー・一九六六)、石橋け
い(女優・一九七八)(敬称略)

最近の午年はどのような年だった
ろう。一九三〇年(昭和五)に浜口
雄幸首相の狙撃事件、一九四二年
(昭和十七)にミッドウェー海戦、一
九五四年(昭和二十九)に青函連絡
船洞爺丸事故、造船疑獄、太平洋の
ピキ二環礁での米の水爆実験で第五
福竜丸の死の灰被災があった。一九
六六年(昭和四十一)の黒い霧事件、
戦後初の国産機YS-11墜落事
故、一九七八年(昭和五十三)の伊
豆大島近海、宮城県沖地震、一九九
〇年(平成二)長崎雲仙普賢岳の噴
火と自然災害、政治・社会・国際的
事件が目立った。今年こそ二十一世
紀最初の午年で、天馬空を行くこと
不況ムードを吹き飛ばす飛躍、躍
動の年であることを願っている。

随 想

伊良部のゴルフ場雑感

〜ゴルフを通して明るく島興し〜



県 長 伊 良 部 健
町 長 川 健
沖 縄 県 伊 良 部 市 伊 良 部 川 健

午年の始まり、あけましておめでとございます。驚異的なテロと報復戦争、不況と構造改革で始まった二十一世紀だが、今年はい年にしたいものである。

沖縄本島から南へ三百キロ、宮古列島の中にある伊良部島と下地島からなるのが伊良部町である。人口約七千人、半農半漁の島である。かつては南方鰹漁で賑わった島である。

四方を海に囲まれ、サシバに代表される渡り鳥やハイイロペリカン、クロツラヘラサギ、コウノトリ等の迷い鳥が数多く見られる自然豊かな島である。

それともう一つ、下地島には、三千メートルの滑走路を持つ、我が国唯一のパイロット訓練飛行場、下地島空港がある。

その空港建設から、三十年、建

設に伴い発生した空港周辺公用地での開発が進んでいる。

平成十年に改訂された沖縄県の下地島土地利用基本計画に基づき、所有地と町有地の交換により、体験滞在交流型観光の核としての施設、民宿キャンプ村、都市農村交流センター、そして十一月県内で初めて行政が建設したパブリックゴルフ場が完成した。

総面積二六ヘクタール、三、四〇〇ヤード、パー三六、チャンピオンコースのちょうど半分であるが、中には六〇〇ヤードを越すコースや県指定文化財の通り池をイメージした池、サシバのバンカーと、個性のあるコースがある。

勿論、無農薬である。設計者に言わせると「聖アンドリュース」をイメージして作った

という。

公営企業債を活用し、来年四月一日がグランドオープン予定である。

長寿社会に入り、成人の健康管理、お年寄りの健康増進は行政の大きな課題になってきている。また、メディアの影響で親子共通の話題が乏しくなってきたと聞く。憂うべきである。

私は町政を預かる者として、町民の健康増進と、親子共通の会話の提供、世代間交流の場として、また、ゴルフのマナーとルールを通して、子供たちの人間教育の場として、そして何よりも、今年より国体の正式種目になったゴルフの国体選手の育成と国際的なプロゴルフの誕生を望んで建設を

決意した。

我が町の子供たちは素晴らしい。一例がバレーボールである。小学校から高校まで、小さい島の子供たちだけで構成したチームが県内はもとより全国大会を闊歩している。

資源の乏しい我が町、「人材を持って資源と為す」は歴史の命題であったらう。

その素晴らしい可能性をもった子供たちに、新たに「ゴルフ」という可能性を加えたい。

平日、六十歳以上は、一八ホー

ル回って三千元、学校のクラブ活動では無料開放、また、学生料金は二千元と格安にした。子供たちは柔らかさとパワーでチャレンジのゴルフをする。お父さんは、キャリアで確実なゴルフをする。おじいちゃん、刻みだが味わいのあるゴルフをする。お母さんは、しなやかで小技の利いたゴルフをする。そして、一九番ホールは、キャンプ村でパーベキューをしながら今日のプレーを讃え合う、或いは、交流センターで夕食を囲みながら、おじいちゃんの若さを喜び合う。

ゴルフを通して、笑いと和に溢れた家庭と社会が築けるものと確信している。

親子の絆を深めながら、色鮮やかな野鳥と語り、島の自然を満喫し、焦らず、くさらず、OBも恐れず、しかし丁寧確実に自分のゴルフをやっていく。

町長室の窓から、プレーを楽しんでいる町民を見て、島の和と笑顔が見えたような気がした。

よし、明日は土曜日、サシバリンクス伊良部で一振りしてくるか。



都心に生まれたゆとりとやすらぎの空間

くつろぎを最優先にこだわった客室

シングル	131室	(室料) 8,500円より
ツイン	18室	16,000円より (2名)

8~16F

客室は広めでシングル18㎡)羽毛寝具により心地よい睡眠に配慮いたしております。すべての客室は快適な7階以上の上層階に配され、リラックスしていただくための静かな空間を作り上げました。



シングル

官庁街に近く、最適なロケーションを誇る 全国町村会館。
一流ホテル(帝国ホテルグループ)との提携による上質なサービスと、味わい豊かな料理、ゆとりのある客室で皆様をおもてなしいたします。



東京での週末・祝日のご利用に特別サービス

特別サービスとして

1 宿泊料金を最大20%割引いたします。

(各行事の際に、町村より一括してご宿泊をお申し込みいただいた場合は、すべて会員の特別料金を適用いたします。)

2 地元よりの特産品など、持ち込みは自由です。ご希望により調理もいたします。

ご宴会などのお料理は、ご希望とご予算に応じ、洋食・和食のいずれもご用意いたします。



ホール

在京出身者の集いなど
町村主催の各種行事

自治大学校などの交友会

職員旅行・家族旅行

小・中学校の東京での行事参加

東京観光の拠点に最適

土・日・祝日ご宿泊<特別料金>(室料)

シングルA 6,800円(通常料金 8,500円)

ツインA 12,800円(通常料金16,000円)

金曜のご宿泊は通常料金の15%OFFにてご利用いただけます。

東京観光地へのアクセスガイド

- 東京ディズニーランド / 地下鉄永田町駅からJR舞浜駅まで約34分
- 浅草 / 地下鉄赤坂見附駅から浅草駅まで約27分
- 東京タワー / 地下鉄永田町駅から御成門駅まで約25分
- 後楽園遊園地 / 地下鉄永田町駅から後楽園駅まで約10分
- 東京都庁展望室 / 地下鉄赤坂見附駅から新宿駅まで約10分



【交通案内】
有楽町線・半蔵門線・南北線
「永田町駅」3番出口徒歩1分
丸の内線・銀座線「赤坂見附駅」徒歩5分
タクシー 東京駅から約20分

[宿泊利用助成券契約市町村職員共済組合等一覧]北海道市町村職員福祉協会・青森県・福島県・茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・山梨県・新潟県・富山県・石川県・福井県・長野県・岐阜県・静岡県・愛知県・三重県・滋賀県・京都府・兵庫県・奈良県・和歌山県・鳥取県市町村職員互助会・島根県・鳥根県市町村職員年金者連盟・岡山県・広島県・山口県・高知県・福岡県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県・沖縄県・地方職員共済組合(団体共済部)

ご予約・お問い合わせは **全国町村会館**

TEL:03(3581)0471 FAX:03(3581)0220
〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号